

新潟市民病院行政財産目的外使用料規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 11 月 6 日

新潟市民病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第 14 号

新潟市民病院行政財産目的外使用料規程の一部を改正する規程

新潟市民病院行政財産目的外使用料規程（平成 20 年新潟市民病院管理規程第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「新潟市民病院駐車場（以下「駐車場」という。）の使用料の額は、別表第 2 に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる事項についての使用料の額は、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 新潟市民病院駐車場（以下「駐車場」という。） 別表第 2 に規定する額
- (2) 自動販売機の設置 使用者の当該施設に係る前月の売上実績額（消費税及び地方消費税を除く。）に管理者が別に定める調整率を乗じて得た額に、1 に消費税率及び地方消費税率を加えた割合を乗じて得た額
- (3) 新潟市民病院（以下「病院」という。）の職員、利用者等のための食堂、売店等の施設（次号の施設を除く。）の設置 使用者の当該施設に係る前月の売上実績額（消費税及び地方消費税を除く。）に管理者が別に定める調整率を乗じて得た額に、1 に消費税率及び地方消費税率を加えた割合を乗じて得た額（当該額が、管理者が別に定める基本額を下回る場合は、当該基本額）
- (4) 利用者のための入院セット提供に係る施設の設置 次に掲げる使用料の額の合計額
  - ア 土地及び建物の使用料 前項に規定する使用料の額
  - イ 売上に応じた使用料 使用者の当該施設に係る前月の売上実績額（消費税及び地方消費税を除く。）に管理者が別に定める調整率を乗じて得た額に、1 に消費税率及び地方消費税率を加えた割合を乗じて得た額

第3条第3項中「別表第1及び別表第2」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項第3号又は第4号の使用料の額を算定する場合において、使用許可の開始日又は満了日が月の途中となるときは、当該月の使用料の額は、日割計算によるものとする。

4 使用料の額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条第3項中「前条第1項」を「第3条第2項（同項第1号を除く。）」に改める。

別表第1中「行政財産目的外使用料表」を削る。

別表第2中「駐車場使用料表」を削り、同表備考2後段を削る。

#### 附 則

この規程は、令和7年11月6日から施行する。